

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月22日
【会社名】	株式会社ストレージ王
【英訳名】	STORAGE-OH Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 荒川 滋郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	千葉県市川市市川南一丁目9-23
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員荒川滋郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業拠点の重要性を判断する指標として、当社の事業活動の規模及び成果を最も適切に反映する売上高が適していると判断しました。全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、重要な事業拠点の選定においては、売上高を主要な指標として用い、各事業拠点の前事業年度の売上高を参考にしうえて、当事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。売上高の概ね3分の2という割合は、財務報告全体に対する評価の網羅性と効率性を勘案し、合理的であると判断しました。選定の過程では、定量的指標に加え、各拠点における不正の発生可能性、事業プロセスの複雑性といった質的要因を総合的に考慮しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、当社の事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、質的な重要性が高いプロセスとして、見積りや予測を伴う重要な勘定科目である「固定資産の減損」、「税効果会計」、「転貸損失引当金」及び「販売用不動産評価」に係る業務プロセス、及び非定型・不規則な取引に係る業務プロセスを評価の範囲に含めております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。